

(平成24年3月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認青森地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 6 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 6 月から 61 年 3 月まで

私は国民年金に加入後、勤務先の A 店に、B 市の集金人が毎月訪問していたことから、平成 8 年に国民年金保険料を口座振替に変更するまで、当該集金人に保険料を納付していた。A 店勤務は昭和 49 年の結婚後も変わらず、二人の子供を出産したときも、産後 3 週間店に立たなかつただけで、従業員を一人雇っていたことから店自体を閉めたこともなく、店は現在まで継続している。申立期間当時は現在より忙しく、経営状態も良かったことから、保険料を納付できなかったことは一度もない上、保険料をまとめて納付したことはあったものの、国民年金被保険者資格の喪失届を行う理由が無く、届出手続を行った記憶も無いので、申立期間の国民年金保険料が未納であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るオンライン記録を見ると、申立人は、昭和 46 年*月*日に国民年金被保険者資格（強制適用被保険者）を取得、58 年 6 月 1 日に同被保険者資格を喪失し、61 年 4 月 1 日に同被保険者資格（強制適用被保険者）を再取得していることから、申立期間は国民年金の未加入期間とされている。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人に対し、昭和 59 年 12 月 6 日に納付書が作成された記録があり、C 年金事務所に確認したところ、「過年度納付書が発行された最終年月日と考えられる。」と回答しているものの、申立人は、58 年 6 月 1 日に被保険者資格を喪失したことと

されており、当該以前の期間に国民年金保険料の未納が無いことから、申立期間に係る過年度納付書が発行されたものと考えられることを踏まえ、当該過年度納付書の作成時点では、申立人の被保険者資格は喪失していなかったものと推認される上、昭和 59 年度の現年度納付書も発行されていたものとするのが自然である。

また、申立人に係る B 市の国民年金被保険者名簿を見ると、当該名簿の裏面に貼付されている国民年金保険料徴収カードの余白欄には、「58.6.1-⑤」と手書きの走り書きなどの記載が見られるものの、表面の被保険者資格の得喪欄には、昭和 46 年*月*日の取得記録のみの記載となっており、B 市に照会したところ、「当該事項の記載時期及び喪失理由等の経緯については分からない。」と回答しており、これら一連の記録管理が適正に行われていなかったことがうかがわれる。

さらに、申立人は、申立期間の直前まで、前記のとおり強制適用被保険者とされ、国民年金保険料を全て納付していたことから、昭和 58 年 6 月に国民年金被保険者の資格を喪失する事由（被用者年金各法への加入、日本国外への移住等）が無い限り、資格喪失とはならないはずであるが、申立人にはかかる事由は無く、市役所において行われた事務処理に不自然さが認められる。

加えて、申立人は、B 市の国民健康保険に昭和 37 年 9 月 25 日から現在まで継続して加入していることが確認できる上、申立人の夫が 48 年 4 月 16 日から加入している事業所の健康保険被保険者原票及び D 健康保険組合の回答から、申立人は夫の被扶養配偶者になった形跡は見られない。

その上、申立人は、前記申立内容の要旨のとおり、申立期間も B 市の徴収員に国民年金保険料を納付してきたと主張しており、昭和 58 年 6 月 1 日の資格喪失届及び 61 年 4 月 1 日の資格取得届に関する手続きを行っていないことを鮮明に記憶しているところ、B 市からは、「昭和 55 年 5 月 1 日から徴収員制度規則を定めており、徴収員が担当地区の国民年金保険料未納者を月数回訪問し徴収していたこと、徴収員による徴収以前は、納付組合の協力員が保険料を集金していたこと、また、徴収員による過年度保険料の徴収が行われていたことが納付記録台帳で確認できる。」との回答を得ており、申立人の主張に不自然さは見られず、申立期間の保険料を納付できなかったとする特段の事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和 46 年*月に国民年金に加入し、平成 23 年に満 60 歳に到達するまで申立期間を除き国民年金保険料を全て納付していることから、申立人の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C支社における資格取得日に係る記録を昭和51年2月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年2月28日から同年3月1日まで

私は、昭和45年4月1日にA社に入社して以来、現在まで継続して勤務しているが、51年2月28日付けで同社D支社から同社C支社へ転勤した際の申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された在籍期間証明書、雇用保険の加入記録及び元同僚の証言から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和51年2月28日に同社D支社から同社C支社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支社における昭和51年3月の社会保険事務所(当時)の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、

事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和55年1月26日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、9万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年1月26日から55年1月26日まで

私は、昭和52年10月から55年1月26日までの期間、A社にB業務従事者として勤務し、毎月、給料から厚生年金保険料を控除されていた記憶があるにもかかわらず、54年1月26日で資格喪失とされていることに納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の回答及び事業主から提出された昭和54年分の所得税の確定申告書（一般用）の給料賃金の内訳欄に記載されている申立人の氏名、従事月数（12月）、支払金額等の記録並びに雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたこと及び当該事業所を55年1月25日に離職したことが認められる。

また、申立人に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人は、昭和54年1月26日に厚生年金保険被保険者資格を喪失しているにもかかわらず、同年10月1日に標準報酬月額の定時決定が行われたことが認められる上、当該被保険者原票によると、被保険者証交付等記録欄の保険証返納年月日は55年2月4日、厚生年金保険進達記録欄の資格喪失届の進達年月日は同年2月6日であることが確認できる。これらの記録を前提とすると、申立人が54年1月26日に厚生年金保険被保険者資格を喪失する旨の届出を事業主が行ったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和 55 年 1 月 26 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、9 万 8,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 1 月 12 日から 54 年 10 月 10 日まで
申立期間について、年金事務所へ記録照会したところ、厚生年金保険の加入記録が見当たらないとの回答があった。

私は、昭和 51 年 8 月 1 日から 54 年 10 月 10 日まで A 社に B 業務従事者として勤務しており、その間は給与から厚生年金保険料が差し引かれていた記憶がある。

また、昭和 53 年 10 月 10 日に会社が不渡手形を出して倒産したが、社長からあと 1 年くらい仕事を手伝ってほしいと頼まれて勤務していた経過もあることから、申立期間を厚生年金保険の被保険者加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社は昭和 54 年 1 月 15 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、商業・法人登記簿謄本によると、平成元年 12 月 3 日に解散している上、元事業主は、「当時の関係書類は無いが、申立人は、昭和 51 年 8 月に A 社に入社し、52 年 1 月に退社しており、その後、個人事業主として当社の C 商品を運搬していた。当社では個人事業主を厚生年金保険に加入させておらず、保険料は控除していなかった。」と回答しており、申立人の申立てを裏付ける供述を得ることはできなかった。

また、当該事業所の被保険者原票により、申立期間当時に勤務していた元従業員 17 人に照会し、回答の得られた 13 人のうち、一人は、「申立人は昭和 51 年 8 月頃、A 社に B 業務従事者として入社したが、数か月後に退社したはずである。」とし、元会計担当者の一人は、「私は 52 年 3 月頃に

入社したが、申立人は既に辞めており、会社の従業員ではなかった。」と供述している上、他の7人は、「申立人を知らない。」とし、4人は、「申立人を知っているが、厚生年金保険の取扱いについては分からない。」と供述していることから、申立人の申立てを裏付ける具体的な証言を得ることはできなかった。

さらに、D市からは、「当市における申立人の国民健康保険の加入記録については、昭和52年3月15日取得、平成2年10月2日喪失となっている。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。